

(1)介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の1割負担分です。一定以上の所得のある方は、自己負担割合が2割又は3割負担となります。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担となります。

【介護(介護予防)保険料金表】(令和3年4月改定)

①要介護料金表

<看護師・保健師が訪問を行った場合>

所要時間	基本料金	利用者負担額	夜間・早朝加算 (25%加算)	深夜加算 (50%加算)
		1割負担	1割負担	1割負担
20分未満	3,130円	313円	391円	470円
30分未満	4,700円	470円	588円	705円
30分～1時間未満	8,210円	821円	1,026円	1,232円
1時間～1時間30分未満	11,250円	1,125円	1,406円	1,688円

<准看護師が訪問を行った場合>

所要時間	基本料金	利用者負担額	夜間・早朝加算 (25%加算)	深夜加算 (50%加算)
		1割負担	1割負担	1割負担
20分未満	2,817円	282円	353円	423円
30分未満	4,230円	423円	529円	635円
30分～1時間未満	7,389円	739円	924円	1,109円
1時間～1時間30分未満	10,125円	1,013円	1,266円	1,520円

<理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合>

所要時間	基本料金	利用者負担額
		1割負担
20分	2930円	293円

※1日3回以上の場合は90/100

②介護予防料金表

<看護師・保健師が訪問を行った場合>

所要時間	基本料金	利用者負担額	夜間・早朝加算 (25%加算)	深夜加算 (50%加算)
		1割負担	1割負担	1割負担
20分未満	3,020円	302円	378円	453円
30分未満	4,500円	450円	563円	675円
30分～1時間未満	7,920円	792円	990円	1,188円
1時間～1時間30分未満	10,870円	1,087円	1,359円	1,631円

<准看護師が訪問を行った場合>

所要時間	基本料金	利用者負担額	夜間・早朝加算 (25%加算)	深夜加算 (50%加算)
		1割負担	1割負担	1割負担
20分未満	2,718円	272円	340円	408円
30分未満	4,050円	405円	506円	608円
30分～1時間未満	7,128円	713円	891円	1,070円
1時間～1時間30分未満	9,783円	978円	1,223円	1,467円

※ 夜間(午後6時から午後10時)、早朝(午前6時から午前8時)、深夜(午後10時から午前6時)の場合は、1回あたり上表の該当金額を基本料金に加算します。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行いません。

<理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合>

所要時間	基本料金	利用者負担額
		1割負担
20分	2830円	283円

※1日3回以上の場合は50/100

③その他の加算金額(要介護・介護予防共通)

加算名	算定要件	利用者負担額 (1割負担)	
初回加算	初めて訪問看護を利用する方で、訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した場合。また、利用者が過去2月間(暦月)当該訪問看護事業所から訪問看護の提供を受けていない場合であって、新たに訪問看護計画書を作成し訪問看護を提供した場合。	300円/月	
退院時 共同指導加算	病院等に入院中の利用者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合。 (退院後の初回訪問看護の際に1回に限り算定)	600円/回	
緊急時 訪問看護加算	24時間対応体制実施ステーションで利用者等から同意を得た場合。	574円/月	
特別管理加算(Ⅰ)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。	500円/月	
特別管理加算(Ⅱ)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。	250円/月	
複数名 訪問加算(Ⅰ)	別に厚生労働省が定める基準を満たす場合にあって、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問看護を行った場合。	30分未満	254円/回
		30分以上	402円/回
複数名 訪問加算(Ⅱ)	別に厚生労働省が定める基準を満たす場合にあって、看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問看護を行った場合。	30分未満	201円/回
		30分以上	317円/回
ターミナル ケア加算	ターミナルケア実施時に算定 (死亡月に算定) ※介護予防訪問看護の場合を除く	2,000円	
長時間 訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に、引き続き訪問看護を行い、所要時間の通算が1時間30分以上となる場合。	300円/回	
サービス提供体制 加算Ⅰ	研修等を実施しており、かつ、7年以上の勤続年数のある看護師等が30%以上配置されていること。	6円/回	
サービス提供体制 強化加算Ⅱ	研修等を実施しており、かつ、3年以上の勤続年数のある看護師等が30%以上配置されていること。	3円/回	

※ 退院時共同指導加算は、入院中の病院等を退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師が、当該者又はその看護に当たっている方に対して、病院等の主治医その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供を行った後に、当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に加算します。

- ※ 複数名訪問看護加算は、複数の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)又は看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間 30 分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間 30 分未満)に加算します。
なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間 30 分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し、訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ 通常のサービス提供地域を越えて、中山間地域にお住まいの方にサービスを提供する場合は基本訪問看護費に 5%を加算します。
- ※ 令和3年4月の介護報酬改定により、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月まで基本報酬に0.1%上乘せがあります。

(2) 医療保険給付対象サービス

利用者から頂く利用料は、医療保険の法定利用料に基づく金額となります。医療保険における訪問看護は原則1日1回(1回の訪問は90分まで)、週3日までとなっております。病名等によっては、複数回訪問や90分以上の訪問、週4日以上以上の訪問が可能です。

○ 一般の健康保険等

・(訪問看護基本療養費+訪問看護管理療養費+加算分)×負担割合となります。
・重度心身障害者医療等の受給者証をお持ちの方は、自己負担額が変わります。

○ 前期・後期高齢者医療保険対象の方

・(訪問看護基本療養費+訪問看護管理療養費+加算分)×負担割合となります。
※ 所得に応じて1割から3割負担となりますので、詳細については市町村窓口にご確認ください。

【医療保険料金表】

訪問看護基本療養費(Ⅰ)

- <看護師・保健師・助産師が訪問を行った場合>
 - 週3日まで.....5,550円
 - 週4日目以降.....6,550円
- <准看護師が訪問を行った場合>
 - 週3日まで.....5,050円
 - 週4日目以降.....6,050円
- <理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合>
 - 一律.....5,550円

負担割合	看護師等が訪問を行った場合		准看護師が訪問を行った場合		理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合
	週3日まで	週4日目以降	週3日まで	週4日目以降	
1割負担	555円	655円	505円	605円	555円
2割負担	1,110円	1,310円	1,010円	1,210円	1,110円
3割負担	1,665円	1,965円	1,515円	1,815円	1,665円

<悪性腫瘍利用者の緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師>

1回(管理療養費なし).....12,850円

② 訪問看護基本療養費(Ⅱ) 同一建物居住者で同一日複数者

- <看護師・保健師・助産師が訪問を行った場合>
 - (同一日に2人)
 - 週3日まで.....5,550円
 - 週4日目以降.....6,550円
 - (同一日に3人以上)
 - 週3日まで.....2,780円
 - 週4日目以降.....3,280円

負担割合	同一日に2人		同一日に3人以上	
	週3日まで	週4日目以降	週3日まで	週4日目以降
1割負担	550円	655円	278円	328円
2割負担	1,110円	1,310円	556円	656円
3割負担	1,665円	1,965円	834円	984円

<准看護師が訪問を行った場合>

(同一日に2人) 週3日まで……………5,050円
週4日目以降……………6,050円
(同一日に3人以上) 週3日まで……………2,530円
週4日目以降……………3,030円

負担割合	同一日に2人		同一日に3人以上	
	週3日まで	週4日目以降	週3日まで	週4日目以降
1割負担	505円	605円	253円	303円
2割負担	1,010円	1,210円	506円	606円
3割負担	1,515円	1,815円	759円	909円

<理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合>

(同一日に2人)……………5,550円
(同一日に3人以上)……………2,780円

負担割合	同一日に2人	同一日に3人以上
1割負担	550円	278円
2割負担	1,110円	556円
3割負担	1,665円	834円

③ 訪問看護基本療養費(Ⅲ) 外泊中の訪問看護
1回(管理療養費なし)……………8,500円

④ 訪問看護管理療養費
月の初日……………7,440円
2日目以降……………3,000円

負担割合	月の初日	2日目以降
1割負担	744円	300円
2割負担	1,488円	600円
3割負担	2,232円	900円

⑤ 訪問看護ターミナルケア療養費1 在宅で死亡した利用者の場合
(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む)
死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケア……………25,000円

⑥ 訪問看護ターミナルケア療養費2 特別養護老人ホーム等で死亡した場合
死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケア……………10,000円

<その他の加算金額>

加算名	算定要件	利用者負担額
難病等複数回 訪問加算*1	基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上指定訪問看護を実施した場合。	2回……………4,500円 3回以上…8,000円
長時間 訪問看護加算	基準告示第2の3に規定する長時間の訪問を要する者に対して、1回の指定訪問看護の時間が90分を超えた場合、1人の利用者に対して週1回(別に定める厚生労働大臣が定める者においては週3回)に限り所定額に加算。	5,200円

乳幼児加算 (6歳未満)	6歳未満の利用者に対して、指定訪問看護を実施した場合に1日につき1回に限り加算。		1,500円
複数名 訪問看護加算*1	同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対して、同時に保健師、助産師、看護師等が他の看護師又は准看護師等との同行による指定訪問看護を実施した場合、1人の利用者に対して週1回に限り所定額に、利用者又はその家族等の同意を得て加算。	看護師等 (准看護師を除く。)	4,500円
		准看護師	3,800円
		看護補助者(別に厚生労働大臣が定める場合を除く。)	3,000円
	※ 基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者に対する指定訪問看護に看護補助者が同行する場合は、回数制限がない	看護補助者	1日に1回の場合
		1日に2回の場合	6,000円
		1日に3回以上の場合	10,000円
夜間・早朝 訪問看護加算	夜間(午後6時から午後10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時まで)に指定訪問看護を行った場合、所定額に加算。		2,100円
深夜 訪問看護加算	深夜(午後10時から午前6時まで)に指定訪問看護を行った場合、所定額に加算。		4,200円
退院時 共同指導加算	病院や施設等に入院及び入所中の利用者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合、退院後の初日の指定訪問看護の際に1回に限り算定。ただし、基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者は、複数日に指導を実施した場合に限り、2回に限り加算。		8,000円
退院時共同 指導加算 (特別管理指導加算)	退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、基準告示第2の5に該当する利用者について、さらに特別管理指導加算を算定。		2,000円
退院支援指導加算	利用者の退院時に訪問看護指示書の交付を受けている場合に算定。		6,000円
在宅患者 連携指導加算	在宅で療養を行っている利用者であって通院が困難な者について、利用者又はその家族等の同意を得て、月2回以上医療関係職種間で文書等により共有された診療情報を基に、利用者又はその家族等に対して指導等を行った場合に、月に1回限り加算。		3,000円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	関係する医療関係職種等が共同でカンファレンスを行い、当該カンファレンスで共有した利用者の診療情報等を踏まえ、それぞれの職種が当該利用者又はその家族等に対して療養上必要な指導を行った場合に月2回に限り算定。		2,000円
24時間対応体制加算	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応が可能で、緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制のステーションがその旨を説明し同意を得た場合に月1回に限り加算。		6,400円
特別管理加算	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテル等を使用している状態である利用者等に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。		5,000円
	上記以外の「指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者」に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。		2,500円
訪問看護 情報提供療養費1	別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について、利用者の同意を得て居住地の市町村等からの求めに応じて、訪問看護の状況を示す文書を添えて保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、1人につき月1回に限り算定。		1,500円
訪問看護 情報提供療養費2	別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について、利用者の同意を得て入学時又は転学時等に義務教育諸学校(小・中学校、特別支援学校等)からの求めに応じて、訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報提供をした場合に、1人につき月1回に限り算定。		
訪問看護 情報提供療養費3	保険医療機関等に入院又は入所する利用者について、利用者の同意を得て保険医療機関等に対し訪問看護に係る情報を提供した場合に、1人につき月1回に限り算定。		

* 1 いずれも同一建物内1人の場合の料金です。同一建物2人以上の料金については、別表1に記載。

※ 退院時共同指導加算は、主治医の属する保健医療機関等に入院・入所中の利用者又は家族に対して、主

治医又は施設職員とともに、看護師等が療養上の指導を行った場合に、1回に限り、最初の計画訪問の際に加算します。

※ 長時間訪問看護加算は、厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対して、1回の訪問看護の時間が90分以上を超えた場合について週1回に限り加算します。

※ 複数名訪問看護加算は、同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者として別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、看護職員が同時に他の看護師等又は看護補助者と、同時に指定訪問看護を行うことについて利用者又は家族等の同意を得て、指定訪問看護を行った場合に加算します。

※ 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(令和3年4月から9月まで)

「訪問看護感染症対策実施加算」:1500円(訪問看護情報提供療養費2に相当する金額)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全ての利用者について、特に手厚い感染症対策を講じた上で訪問看護を実施した場合、「訪問看護感染症対策実施加算」を算定します。

令和3年4月1日以降に、1回目の訪問看護を行い、訪問看護基本療養費を算定した日に算定します。その後は、訪問看護療養費の30回の算定につき1回、「訪問看護感染症対策実施加算」を算定します。

(3) 保険給付対象外サービス

① 訪問看護エンゼルケア料 10,000円

② 営業日以外の訪問(医療保険) 1回あたり1,000円

③ 交通費

通常の実施地域「久慈市(但し山根・山形地区を除く)」以外の交通費については実費分をご負担いただきます。尚、自動車を使用した場合の交通費は、距離に応じたご負担額となります。

距離区分	利用者負担額
片道5km以上10km未満(1回)	300円
片道10km以上20km未満(1回)	500円
片道20km以上25km未満(1回)	700円
片道25km以上(1回)	1,000円

※ 交通費は中山間地域等居住者サービス提供加算(介護保険)を算定した場合は無料です。

④ その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話、駐車場料金等の費用は、お客様の負担となります。

⑤ キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、病状の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日までに連絡があった場合	無料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担分の50%

(4) 利用料等のお支払い方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、請求月の末日までに納付書に記載されています「指定納入場所」にお支払いください。

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1か月以上滞納し、さらに支払いの催告から1ヶ月以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。